



第5節

自然環境

1 自然環境・景観の保全

(1) 自然環境の保全

(2) 魅力ある景観の形成

2 地球環境の保全

(1) 地球温暖化対策の推進

(2) 循環型社会の形成

1 自然環境・景観の保全

(1) 自然環境の保全

現状と課題

① 自然環境の保全への取り組み

七尾市は、能登半島国定公園に指定された海沿いをはじめ、城山や赤蔵山、別所岳の山並み等、豊かな自然環境と調和して人々の暮らしが営まれてきました。しかし、近年、産業構造の変化や開発等の影響により、農地や山林、水辺環境への影響が問題になっています。特に、市内中心部を流れる御祓川は、地盤沈下や生活排水の流入等による水質汚染が進んでおり、民間団体による浄化活動が進められています。

豊かな自然環境を大切に保全していくことは大変重要であり、市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな山林の保全や育成、河川の水質や水辺環境の保全や改善に積極的に取り組まなければなりません。



御手洗池

② 自然環境との調和

良好な農地の水源となる熊木川と日用川、名水百選の御手洗池、藤瀬の水等の豊富な水資源の中で、唐島自然環境保全地のタブ林をはじめ、多数の天然記念物や絶滅危惧種等の生態系が維持されており、川上の里山^{*1}からの適度な栄養価が、川下の里海^{*2}に流れ出て、牡蠣等の海産物に影響を与えています。

また、小中学生の子どもたちが、近隣河川に棲んでいる生き物に触れながら、河川の汚れ具合を調べる水生生物調査が昭和61年から続けられています。

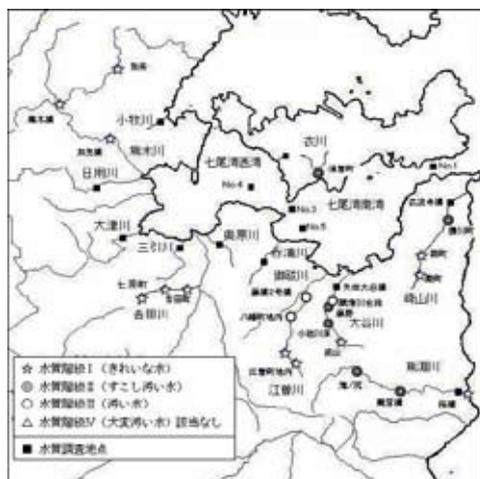
人間が生きていく上で恵みをもたらす自然を守るため、人々の暮らしを支えてきた里山や里海を大切に、自然と身近にふれあい、共生していくことが求められています。

文化財（天然記念物）

県指定	飯川のヒヨドリザクラ 伊影山神社のイチョウ 岩屋化石層 唐島神社社叢（しゃそう）タブ林
市指定	ケヤキ（飯川町会） ラカンマキ（龍門寺） タブノキ（秋葉神社） スギ（阿良加志比古神社） 小丸山公園常緑広葉樹林 椿林寺常緑広葉樹林 観音島海浜植物群落 桂香園タラヨウを含む古木群 雌島・雄島の植物群 大杉（久麻加夫都阿良加志比古神社） 小牧のスタジイ 出村家のタブノキ

（資料：七尾市文化財課 平成20年4月現在）

水生生物調査結果



（資料：七尾市における環境の現況）



施策の方針

① 自然環境の保全・改善の推進

環境保全活動の情報発信や市民による海岸清掃の促進等により、市民の自然保護意識を高揚するとともに、野生生物の保護など、貴重な動植物の育成環境を保全・改善します。

施策の内容		主な取り組み
	自然保護意識の高揚	環境保全活動の情報発信
	国定公園の適切な管理	能登半島国定公園の巡視

② 自然環境との共生

水生生物の調査や夏の星空観察など、継続的に実施している調査を進めるとともに、里山や里海に対する認識を深め、自然環境との調和を推進します。また、山びこ荘や野鳥公園等の施設を活用し、自然とふれあう体験学習機会を創出します。

施策の内容		主な取り組み
◎	自然とのふれあいの充実	山びこ荘、野鳥公園の活用
		水生生物調査の実施
	里山・里海の保全と活用	里山・里海に関する学習機会の充実

主な目標値

指標名	指標の説明	現状値	平成25年度	平成30年度
七尾市の豊かな自然環境が守られていると思う市民の割合	自然環境の保全への取り組み状況を示す指標	41.3% (平成20年度)	50.0%	60.0%

*¹里山：都市域と原生的自然との中間に位置する、人間の働きかけを通じて環境が形成された地域のこと、人里近くにある生活に結びついた山。

*²里海：人間の手で陸域と沿岸域が一体的・総合的な管理により多様な生態系が維持され、人と自然が共生する沿岸地域。

1 自然環境・景観の保全

(2) 魅力ある景観の形成

現状と課題

① 景観に与える影響が大きい大規模な建築物

平成17年6月に「景観法」が全面施行され、全国的に景観に対する意識が高まっています。七尾市では、平成20年に景観法に基づく景観条例を制定し、景観計画を策定して、大規模な建築物等を建てる際に建物等の色彩や形状について審査を行っています。

七尾市の魅力ある景観を形成していくためには、市民・事業者・行政が一体となって周辺景観との調和を図る必要があります。



ツインブリッジ

② 景観に対する意識

七尾市には、七尾湾や能登島等の豊富な自然景観が存在し、城山や別所岳からの眺望や海から見た七尾湾等の景観は、住民や観光客の心を和ませています。また、中心市街地にはまちなみ景観を構成している伝統的な町屋が住居や店舗に活用されており、農村・漁村集落には、生業一体となった文化的景観も多く存在し、魅力的な景観が守られています。景観に対する意識の高い地域では、新たな景観を形成するため、地域住民が自分たちのルールを作る地区計画^{*1}、まちづくり協定^{*2}を結んでいる地域も存在します。

しかし、近年、住環境や社会環境の変化により、周辺と調和しない色彩の建築物や耕作放棄地、廃墟化した空き家などが存在し、これまで築き上げた歴史的な景観資源の喪失が見受けられます。

魅力ある景観を「市民が守り、育て、創る」ためには、市民が景観に対する認識を深め、自分たちのまちに誇りを持ち、市民が主体となって景観づくりを進めることが必要です。

地区計画・まちづくり協定策定状況

	名称	区域	概要
地区計画	万行夢見通り地区	0.7ha	敷地面積の最低、高さの最高など
	府中七尾駅線沿道地区	2.7ha	高さの最高、庇、軒、形態素材など
	石崎地区	5.4ha	敷地面積の最低、壁面の位置、高さの最高、盛土など
まちづくり協定	石崎和倉地区	8.0ha	屋根の形状、外壁の色彩、屋外広告

(資料：七尾市都市建築課)



能登島曲町の黒瓦で統一された風景



施策の方針

① 良好な景観等との調和の推進

景観計画によるデザイン・色彩の規制により、景観を阻害する要因を取り除くとともに、景観ガイドラインによる指導や景観に配慮した道路・施設等の整備を推進します。

施策の内容	主な取り組み
大規模な建築物等に対する行政指導	景観ガイドラインによる指導強化
	景観審議会での指導強化
大規模な建築物等の景観規制	景観計画・景観条例による適切な審査
景観に配慮した公共事業の実施	景観に配慮した道路・公園整備

② 景観を守り育てる市民活動の促進

景観教育を推進するなど、景観に関する啓発を推進します。また、耕作放棄地の植栽や空き家の適切な管理など、市民主体の景観づくり活動を促進するとともに、市民主体の地域ルールづくりを支援します。

施策の内容	主な取り組み
景観に関する啓発の推進	景観計画の周知
	景観教育の推進
市民等による景観づくり活動の促進	優れた建築物や緑化活動に対する顕彰
市民主体の地域ルールづくりの支援	地区計画、景観協定 ^{※3} 締結の支援

主な目標値

指標名	指標の説明	現状値	平成25年度	平成30年度
七尾らしい魅力ある景観が形成されていると思う市民の割合	景観形成への取り組み状況を示す指標	32.7% (平成20年度)	40.0%	45.0%

^{※1}地区計画：地域住民の理解の下、良好な市街地の形成・保全を図るため、地区の特性に応じて、建築物の用途・形態等をきめ細かく規制・誘導するまちづくりの計画。

^{※2}まちづくり協定：住みよいまちづくりを進めるために、必要な事項を定める任意の協定。

^{※3}景観協定：良好な景観の形成に関する住民の協定に法的拘束力を付加しようと、景観法に規定された協定。

2 地球環境の保全

(1) 地球温暖化対策の推進

現状と課題

① 温室効果ガスの増加

地球温暖化により、世界的な規模で生態系の破壊や異常気象、災害が起こり、海面の上昇や食糧危機の問題等が顕在化してきています。

その温暖化の主たる原因物質は、日常生活や経済活動に伴い発生するCO₂です。便利な生活とCO₂排出量の削減を両立させるため、地球温暖化を抑制する具体的な取り組みを実施する必要があります。



宇宙から見た地球

② クリーンエネルギー社会の構築

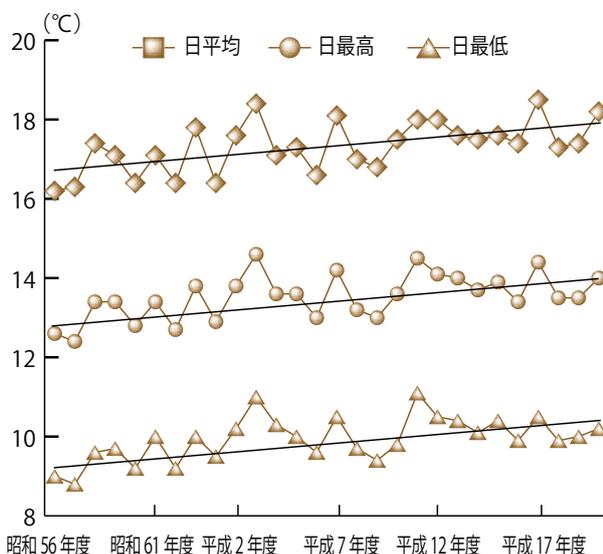
CO₂排出量がない自然エネルギー（太陽光、太陽熱、水力、風力発電）や、CO₂排出量が少ない低公害車の導入による環境保全が全国的に実施されています。今後は、市民生活の中でクリーンエネルギーの導入が求められています。

③ 地球温暖化に対する市民意識

夏季冬季の室内温度調節やエコ商品の購入、クールビズやウォームビズの普及など、市民や企業において、様々な省エネルギーへの取り組みが実践されています。

しかし、これまでの取り組みを進めていくだけでは地球温暖化による深刻な状況を回避することは難しいため、市民の省エネルギー・省資源化に対する意識をさらに醸成し、地球温暖化の防止に危機感を持って取り組んでいく必要があります。

七尾市の気温



昭和56年度 昭和61年度 平成2年度 平成7年度 平成12年度 平成17年度

(資料：気象庁)



風力発電（虫ヶ峰）



施策の方針

① 地球温暖化防止に対する意識の高揚

市民や町会、企業等に対して温室効果ガス削減に関する普及啓発活動を推進し、地球温暖化防止に対する意識の高揚を図ります。

施策の内容	主な取り組み
地球温暖化防止に対する意識の高揚	積極的な広報活動の推進
	環境セミナーの開催
	身近な緑化活動の促進

② クリーンエネルギー導入の促進

市民・企業等におけるクリーンエネルギーの導入を支援するとともに、行政においても、公用車の低公害車化や公共施設のクリーンエネルギー化を推進します。

施策の内容	主な取り組み
クリーンエネルギー導入の促進	市民・企業等のクリーンエネルギー導入に対する支援
	公共施設のクリーンエネルギー化
	公用車の低公害車化

③ 省エネルギー・省資源化のさらなる普及促進

市民一人ひとりの自主的な取り組みを促進します。また、省エネルギー、省資源化の取り組み方法のさらなる情報発信により、普及啓発を図ります。

施策の内容	主な取り組み
省エネルギー、省資源化の取り組み促進	省エネ家電・省エネ製品の購入促進
	家庭、企業等における室内温度管理の徹底
	クールビズ・ウォームビズの普及促進
	公共交通機関の利用促進

主な目標値

指標名	指標の説明	現状値	平成25年度	平成30年度
家庭において温暖化防止対策の取り組みにより削減したCO ₂ の量	家庭におけるCO ₂ の削減状況を示す指標	10,606Kg (平成19年度)	14,000Kg	20,000Kg

2 地球環境の保全

(2) 循環型社会の形成

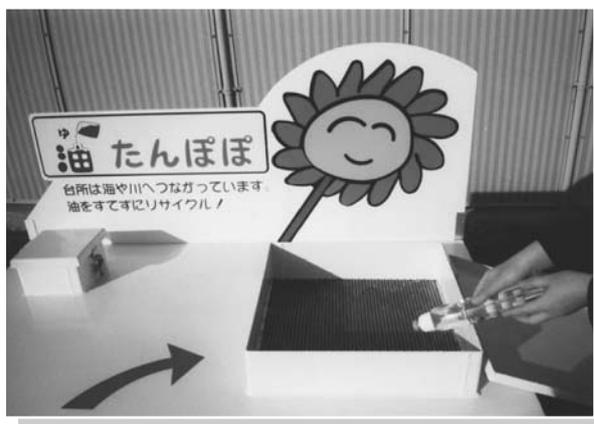
現状と課題

① 3R運動の活発化

全国的にリデュース（減量する）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動の取り組みが進んでいます。

七尾市では、燃えるごみをななかリサイクルセンターでRDF化^{*1}し、そのRDFを石川北部RDFセンターでサーマルリサイクル^{*2}し、再資源化に取り組んでいます。

一方、再利用できる資源が埋め立てごみ等として処理されており、限りある資源を無駄にしない、環境にやさしい循環型社会を形成していかなければなりません。



油たんぽぼ（廃食用油回収装置）

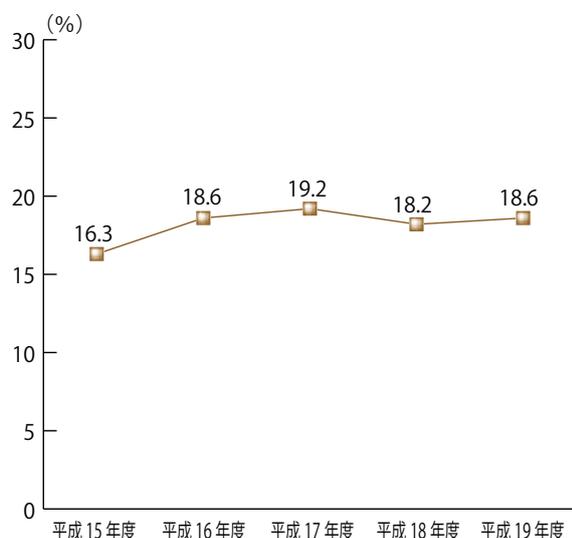
② バイオエネルギーへの期待

平成18年に七尾市バイオマス^{*3}タウン構想を作成し、生ごみは飼料化、肥料化、燃料化と段階的に利活用する方針を打ち出しています。

七尾市では、スーパーマーケット等で回収した廃食用油の肥料化や、学校給食での使用済み植物油のバイオディーゼル^{*4}燃料化を図り、精製したバイオディーゼル燃料は公用車に利用しています。

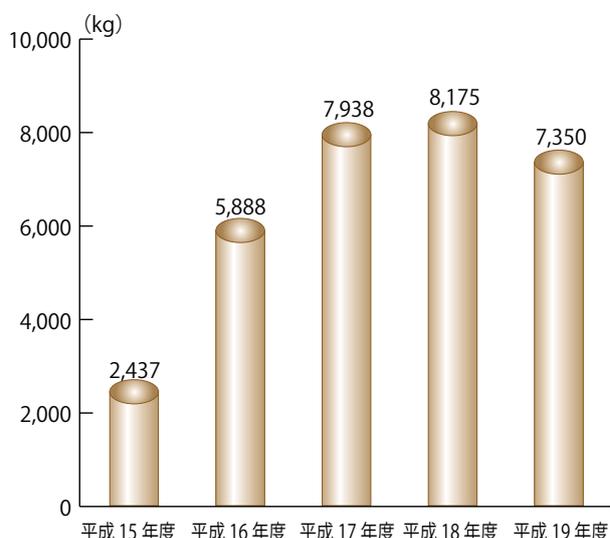
このため、市民一人ひとりのバイオマスに対する意識改革を図り、市民や事業者を含め、地域で総合的にバイオマスの利活用システムを構築し、バイオマスエネルギーを有効活用していくことが重要になります。

リサイクル率



(資料：石川県廃棄物対策課)

油たんぽぼによる廃食用油回収量



(資料：七尾市環境安全課)



施策の方針

① 環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進

環境教育や広報活動を実施するなど、3R運動に関する普及啓発を推進するとともに、ごみは処理するだけでなく、資源として活用し、環境にやさしい循環型社会の形成を目指します。

施策の内容	主な取り組み
3R運動に関する普及啓発の推進	環境教育の推進
	循環型社会の広報活動の推進
リユース（再利用）体制の充実	不用品を活用する仕組みづくり
	リユース品利用の拡大
リサイクル（再資源化）活動の促進	資源物回収の支援
	リサイクル品の製作・販売の促進

② バイオマスエネルギーの利活用の促進

バイオマスエネルギー（バイオディーゼル等）に関する市民や企業等の理解を深めるとともに、バイオマスエネルギーの有効な利活用を促進します。

施策の内容	主な取り組み
バイオマスエネルギーの普及啓発の推進	地域におけるバイオマス活用の促進
	七尾市バイオマスタウン構想の理解促進
バイオマスエネルギーの有効活用の推進	市民・企業等のバイオ燃料化の促進
	廃食用油の肥料化・燃料化の拡大
	バイオディーゼル公用車導入の拡大

主な目標値

指標名	指標の説明	現状値	平成25年度	平成30年度
リサイクル率	ごみのリサイクルへの取り組み状況を示す指標	18.6% (平成19年度)	20.2%	25.0%

*¹ R D F : Refuse Derived Fuel の略で、家庭などから出された生ごみやプラスチックごみ等の廃棄物を固形燃料にしたもの。七尾市では、ななかりサイクルセンターでごみを固形燃料化し、石川北部 R D F センター（志賀町）で焼却処理をしている。

*² サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。石川北部 R D F センターでは、蒸気タービンによる発電をしている。

*³ バイオマス：生物資源（b i o）の量（m a s s）を表し、わら、家畜排泄物、間伐材、下水汚泥、生ごみ、廃油等の廃棄物系とサトウキビやトウモロコシの栽培作物系から生まれた有機性の資源。

*⁴ バイオディーゼル：菜種油、ひまわり油、大豆油、コーン油等の生物由来の油や廃食用油（てんぷら油等）から作られる軽油代替燃料。ディーゼルエンジン用燃料として使用することができる。

*⁵ 油たんぼぼ：市内のスーパーマーケット等に設置した廃食用油回収装置。家庭からの生活排水の中で河川を著しく汚す廃食用油を油たんぼぼで回収することで河川をきれいにし、回収した廃食用油を飼料・肥料に再生している。

